

三条市地域連携共同研究開発促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域企業の競争力の向上並びに研究開発に関する総合的な知識及び経験を有したもののづくり人材の育成を目的に、市内の中小企業者が三条市立大学と共同研究を行う際の経費について、予算の範囲内において三条市地域連携共同研究開発促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 大企業 中小企業を除く企業をいう。
- (3) 共同研究 三条市立大学が企業等から研究経費を受け入れ、三条市立大学の研究者と企業等とが共同の研究課題について共同して研究を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に本店（個人事業主にあつては、事業所所在地）を有していること。
 - (2) 市内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
 - (3) 納期限の到来した市税を完納していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する中小企業者にあつては、補助対象者としなない。
- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（日本国内に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない企業を含む。以下同じ。）の所有に属している中小企業者
 - (2) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - (4) 発行済株式の総数又は出資金額の総額が前3号に該当する法人の所有に属している中小企業者
 - (5) 第1号から第3号までに該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第8条第1項に規定する補助金交付決定後に補助対象者が三条市立大学と共同研究に係る契約を締結して行う研究のうち、次に掲げるいずれかに該当するものとする。ただし、第3号に掲げるものにあつては、第1号又は第2号と併せて行う場合に限り補助対象事業とすることができる。

- (1) 事業的検証 市場調査、技術動向、法規制、経済性、競合分析等による製品開発の実現可能性、採算性等の調査
- (2) 技術的検証 製品の試作等による技術課題の抽出、有効性等の検証
- (3) 試作品の開発 第1号又は前号の検証に必要と認められる試作品の開発
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する別表に定める経費のうち、市長が適当と認めるものとする。ただし、市長が定める日までに支払が完了するものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象事業に要する経費に係る消費税及び地方消費税相当額
- (2) この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける経費
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、300万円を上限とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、三条市地域連携共同研究開発促進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 三条市立大学に提出した共同研究申請書の写し
- (2) 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。）
- (3) 直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）
- (4) 補助対象経費に係る見積書及び明細書の写し
- (5) 市長が別に定める事業説明資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請に係る事業内容について、学識経験を有する者等から意見を聴いた上で、補助金を交付するかどうかを決定し、補助金を交付することを決定した場合にあつては、三条市地域連携共同研究開発促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないこ

とを決定した場合にあっては三条市地域連携共同研究開発促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行うために必要があると認めるときは、申請者に対し、追加の資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査を行うことができる。

（申請内容の変更等）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、三条市地域連携共同研究開発促進補助金変更等申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、三条市地域連携共同研究開発促進補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し

(2) 共同研究の成果報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、三条市地域連携共同研究開発促進補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

大分類	小分類	内容
-----	-----	----

共同研究契約料	共同研究契約料	三条市立大学と締結した共同研究を実施する旨の契約書に記載される三条市立大学へ支払う契約金。ただし、市長が特に認める場合を除き、補助対象経費の合計額の5割未満の額に限り、補助対象経費とすることができる。
物品費	(設備備品費) 機械装置備品費	機械装置（付随する備品を含む。）及びソフトウェア並びに研究開発、研究開発環境の整備等に必要な備品の購入又は製作に要する経費。ただし、市長が特に認める場合を除き、耐用年数が1年以上であって、取得単価が10万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上のものに限る。
	(設備備品費) 土木・建設工事費	機械装置備品の製作又は設置に付帯する電気工事等に要する経費。ただし、機械装置備品の購入又は製作と一体であって、当該電気工事等がなければその動作に著しい弊害が生じるおそれがある場合において行う軽微なものに限る。
	(設備備品費) 保守・改造修理費	機械装置備品の保守（機能の維持管理等をいう。）、改造（主として対象となる物の価値を高め、又は耐久性を増す場合に限る。）又は修繕（主として事業実施に伴う通常使用による機能劣化等を原状回復する場合に限る。）に要する経費
	消耗品費	研究開発、研究開発環境等の整備に必要な材料、部品の製作又は試料等の作成に必要な原材料、機械装置の製作又は稼働に必要な資材又は部品、研究開発又は実験において損耗が著しい消耗品等の購入に係る経費
	外注費	機械装置備品、原材料等の加工、設計、分析、試験、調査、検査等を外部で行う場合（外注先の機器を使って自ら行う場合を含む。）に外注先への支払に要する経費。ただし、市長が特に認める場合を除き、謝金との合計額が、補助対象経費の合計額から共同研究契約

		料に相当する額を除いた額の5割未満である場合に限り、補助対象経費とすることができる。
	賃貸借料	機械装置備品及びソフトウェアのレンタル料、リース料、サブスクリプション料等。ただし、賃貸借に係る契約が終了した後、所有権が補助対象者に移転するものを除く。）
謝金	謝金	外部専門家等から技術指導（技術流出防止に係るものを含む。）を受ける場合に支払う謝金に係る経費。ただし、市長が特に認める場合を除き、外注費との合計額が、補助対象経費の合計額から共同研究契約料に相当する額を除いた額の5割未満である場合に限り、補助対象経費とすることができる。
旅費	旅費	研究目的での出張（フィールドワーク、先進地視察等）に係る旅費及び外部専門家から技術指導（技術流出防止に係るものを含む。）を受ける場合に支払われる旅費。ただし、市長が特に認める場合を除き、補助対象経費の合計額の3割未満の額に限り、補助対象経費とすることができる。
その他	研修費	競合技術等の動向又はニーズの調査を目的とした学会、セミナー等の参加費
	印刷製本費	研究内容報告書等の印刷、製本及び電子ファイルの作成に要する経費
	運搬費	試作品、加工品等を移動する場合に要する経費
	クラウドサービス利用料	クラウドサービスの利用又はWebプラットフォームの利用に要する経費
	技術導入費	知的財産権等の導入が必要となる場合に所有者等に支払われる経費
	通訳・翻訳費	通訳又は翻訳を依頼する場合に通訳者等に支払われる経費
	知的財産権関連経費	本事業における研究開発と密接に関連し、研究開発等成果の事業化に当たり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理

		士の手続代行費用等の経費
	その他	市長が必要と認める経費